

県北広域振興局長告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年9月17日

県北広域振興局長 高橋 進

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市門前第37地割44番1、48番13及び48番14並びに44番1地先認定外道路及び認定外水路	116.00	4.00～6.00	令和3年8月24日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。